

横浜市町内会連合会
自治会長・町内会長 各位

世界を感動させた☆スーパーミラクルイリュージョン
木下大サーカス横浜公演
ご招待券等 ご配布についてのお願い

謹啓 深秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、社会福祉事業協賛として、主催 読売新聞社・日本テレビ・報知新聞社・ラジオ日本・KINOSHITA CIRCUS、協力 よこはまコスモワールド（泉陽興業）にて、『スーパーミラクルイリュージョン☆木下大サーカス』横浜公演を4年ぶりに開催する運びとなりました。

公演にあたりまして、横浜市町内会連合会様よりご後援をいただいております、日頃より地域発展にご貢献されている皆様へ、是非新プログラムで構成された世界屈指のサーカススペクタクルをご観覧いただきたく、下記の通りご招待券をご用意させていただきました。

子どもたちに夢と希望にあふれる明日へ向かう感動と情操教育として、そして社会福祉事業協賛の主旨を何卒ご理解賜り、下記のご招待券・割引券のご配布につきまして、何卒ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

と き：2020年12月27日(日)～2021年3月7日(日)

※新型コロナウイルスの感染状況により開催期間の変更の可能性がございます。

ご来場前に木下サーカス公式ホームページをご確認ください。

ところ：横浜駅東 800m みなとみらい 特設会場（横浜アンパンマンこどもミュージアム東側）

謹白

- 記 -

- ① ご 招 待 券・・・ 自治会長・町内会長様へ2枚、班長様へ1枚
期日指定の自由席ご招待券です。
※券面記載の指定日は入場料金が無料です。
期間外は1名様に限り1,000円で入場券をご購入いただけます。
※新型コロナウイルスの状況により、入場制限をさせていただく場合がありますので、ご理解をお願い致します。
※自由席が満席の場合、サーカス会場で指定席券、特別自由席券を販売している場合がありますのでご利用ください。
- ② 割 引 券・・・ 20枚
自治会長・町内会長様のご裁量にて、ご希望の世帯へご配布をお願い致します。
※1枚で入場券を当日料金より4名様まで割引きでご購入いただけます。
おとな3,300円→3,000円 こども2,300円→2,000円
大学・専門学校2,500円→2,300円
- ③ A 4 チ ラ シ・・・ 神奈川県、横浜市、横浜市町内会連合会等の後援名入りです。

後 援：神奈川県・横浜市
川崎市・相模原市
横浜みなとみらい21
横浜市教育委員会
神奈川県社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会
神奈川県市長会・神奈川県町村会 等

木下大サーカス横浜公演事務局

〒231-0012 (12/21 まで)

横浜市中区相生町 2-50

大和地所 相生町ビル 3F

〒220-0012 (12/22 から)

横浜市西区みなとみらい 6-2

横浜駅東 800m みなとみらい 特設会場

TEL：045-663-0027 FAX：045-663-0054

担当：上村修

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和2年			令和元年 10月末累計	対前年比(件)
	10月件数	先月末累計	10月末累計		
全認知件数	34	293	327	366	-39
凶悪犯	0	1	1	1	0
粗暴犯	2	9	11	15	-4
窃盗犯	27	228	255	222	33
侵入盗犯	1	73	74	54	20
空き巣	0	13	13	25	-12
その他	1	60	61	29	32
乗り物盗	4	52	56	61	-5
自転車	3	40	43	49	-6
オートバイ	1	10	11	10	1
自動車	0	2	2	2	0
非侵入窃盗	22	103	125	107	18
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	6	6	10	-4
車上ねらい	3	11	14	12	2
自動販売機ねらい	0	0	0	5	-5
その他	19	87	106	80	26
知能犯	2	18	20	58	-38
詐欺	2	17	19	57	-38
その他	0	1	1	1	0
風俗犯	0	4	4	16	-12
その他の刑法犯	2	31	33	53	-20
占有離脱物横領	0	2	2	4	-2

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和2年10月末現在(暫定値) 28,960件(前年比 -5,483件、-15.9%)

2 刑法犯検挙状況(10月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	200	70	61.1%
窃盗犯	152	36	59.6%

3 人身交通事故発生状況(10月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	161	-37	63件	56件
死者	0	-2	0	0
負傷者	182	-48	35人	51人

4 特殊詐欺の認知状況

令和2年10月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	1,508	27億5,616万円
オレオレ詐欺	347	10億1,960万円
預貯金詐欺	447	5億0,739万円
架空料金請求詐欺	97	4億4,311万円
融資保証金詐欺	17	1,952万円
還付金詐欺	95	1億1,515万円
その他の手口	10	4,380万円
キャッシュカード詐欺盗	495	6億0,756万円

令和2年10月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	21	3,409万円
オレオレ詐欺	7	1,147万円
預貯金詐欺	4	953万円
架空料金請求詐欺	2	416万円
融資保証金詐欺	1	1万円
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	7	892万円

5 警察からのお知らせ

(1)40歳代の原付二種による通勤時の事故が多く発生しています。

二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。

また、この時期は、日暮れが早くなり、夕暮れ時に事故の多発が予想されるので、前照灯の早めの点灯で事故防止をお願いします。

自転車に関係する事故も多くなってきています。自転車は車両の仲間です。

自転車が走れる歩道では歩行者優先で車道寄りを走行することになっています。

(2)巡回連絡にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大につき、巡回連絡を自粛しておりましたが、今月から再開いたしました。

交番勤務員にあつては、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、「3密」の防止に努めますので、皆様のご協力をお願いします。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、10月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台 駅前	桂町								2	9	11
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目					1	5	1	2	20	29
	小菅ヶ谷2丁目		3					1		4	8
	小菅ヶ谷3丁目						1		2	2	5
	小菅ヶ谷4丁目							1		2	3
	小山台1丁目									1	1
	小山台2丁目									1	1
上郷	犬山町		1							7	8
	尾月									2	2
	上之町								1	6	7
	亀井町									10	10
	桂台東					1	5			5	11
	桂台西1丁目						1	1	2	3	7
	桂台西2丁目									3	3
	桂台南1丁目								1	3	4
	桂台南2丁目					1				6	7
	桂台北		1							5	6
	桂台中		1				1			4	6
公田町		1				4	3	1	2	18	29
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目		1				3	1			5
	笠間2丁目					1	1			3	5
	笠間3丁目	1					3	1	1	11	17
	笠間4丁目								1	1	2
	笠間5丁目					1				6	7
田谷	田谷町						2			1	3
	金井町				1		1			4	6
	長尾台町						2		1	6	9

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目							1		2	3
	元大橋 2丁目						1			2	3
	中野町							1		7	8
	若竹町						1			1	2
	柏陽						1				1
	鍛冶ヶ谷 1丁目					1		1		7	9
	鍛冶ヶ谷 2丁目		1				1			1	3
	鍛冶ヶ谷町									1	1
元大橋・庄戸	上郷町				1		3	1		12	17
上郷・庄戸	野七里 1丁目						3			6	9
庄戸	野七里 2丁目									2	2
	庄戸 1丁目									1	1
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目									1	1
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町									2	2
	長倉町						1		1	1	3
豊田	本郷台 1丁目		1							2	3
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目									4	4
	本郷台 4丁目						1	1		1	3
	本郷台 5丁目		1						1	1	3
	飯島町		1			1	2	3	2	19	28
	長沼町		1				1	1	2	4	9
合計		1	13	0	2	11	43	16	21	220	327

栄区内の火災・救急状況について

区連会11月定例会議資料
令和2年11月20日
栄消防署

令和2年10月31日現在

火災情報

栄区内					
火災発生状況					
年 別	令和2年		令和元年	増△減	
	10月	累計			
件 数	1	8	10	△ 2	
火災種別	建 物	1	4	△ 4	
	林 野	0	0	0	
	車 両	0	0	0	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	そ の 他	0	4	2	2
損害	焼損床面積	0	132	55	77
	死 者	0	0	1	△ 1
	焼死等	0	0	1	△ 1
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	0	1	0	1

横浜市内					
火災発生状況					
年 別	令和2年	令和元年	増△減		
			件 数	増△減	
件 数	534	560	△ 26		
火災種別	建 物	326	350	△ 24	
	林 野	0	1	△ 1	
	車 両	53	43	10	
	船 舶	3	1	2	
	航空機	0	0	0	
	そ の 他	152	165	△ 13	
損害	焼損床面積	4,445	5,823	△ 1,378	
	死 者	14	18	△ 4	
	焼死等	12	13	△ 1	
	放火自殺	2	5	△ 3	
	負 傷 者	82	102	△ 20	

主な出火原因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	2	0	2
2	たばこ	2	2	0
3	こんろ	2	4	△ 2
4	マッチ・ライター	1	0	1
5	配線器具	0	2	△ 2

主な出火原因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	127	136	△ 9
2	たばこ	76	85	△ 9
3	こんろ	61	65	△ 4
4	電気機器	32	35	△ 3
5	配線器具	25	24	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	1	本郷第三地区	2
笠間地区	1	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	1
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計			8

【10月中の火災】

・27日 建物火災 上郷町 共同住宅で換気扇フード1基焼損

栄区内				
救急状況				
年 別	令和2年		令和元年	増△減
	10月	累計		
件 数	543	5,073	5,313	△ 240
急 病	393	3,730	3,860	△ 130
交通事故	22	166	217	△ 51
一般負傷	104	944	985	△ 41
その他	24	233	251	△ 18

横浜市内			
救急状況			
年 別	令和2年	令和元年	増△減
件 数	161,441	174,899	△ 13,458
急 病	111,124	120,786	△ 9,662
交通事故	7,120	8,334	△ 1,214
一般負傷	29,820	30,877	△ 1,057
その他	13,377	14,902	△ 1,525

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォメーション

ヒートショックに注意しましょう！

暖房の効いた暖かい部屋から、寒い廊下やトイレ、浴室などへ移動したときなど、急激な温度変化がもたらす身体への影響を「ヒートショック」といいます。

高齢者の入浴に伴っては特に注意が必要です。

寒い脱衣所で衣服を脱ぐと、血管が収縮し血圧が上昇します。そして、寒い浴室に入りさらに血圧が上昇します。

その後、お湯に浸かることで血管が拡張され、今度は急激に血圧が低下します。その結果、意識の消失等が起こってしまいます。

「ヒートショック」による入浴中の事故を防ぐために、次の点を心がけましょう。

- ①入浴前に脱衣所や浴室を暖める。
- ②お湯の温度は41度以下にする。
- ③食事や飲酒直後の入浴は控える。
- ④お湯に浸かるのは10分以内にする。
- ⑤同居している人がいる場合は、入浴する前に一声かける。

また、浴槽にお湯を入れる時にシャワーで給湯すると、蒸気で浴室の温度を温めておくことができます。

ヒートショックを防いで、安心・安全な冬を過ごしましょう。



区連会 11 月定例会議資料

令和2年 11 月 20 日

栄 消 防 署

令和2年 11 月 25 日

自治会町内会長各位

栄 消 防 署 長

令和3年栄区消防出初式の実施について

1 趣 旨

栄区の防災関係者等が一堂に会し、安全で安心な街、栄区の実現を目指す決意を新たにし、さらには地域防災の輪をより一層広げていくことを目的とし举行します。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、不特定多数の住民参加は見合わせることにし、会場の密集を避ける形で防災関係者はじめ表彰対象者等に限定し、時間短縮し実施することとします。当日は、検温チェックを行うとともに、アルコール消毒液を設置する等感染防止対策を行います。

2 日 時

令和3年1月9日（土） 午前10時00分から午前11時00分まで

3 場 所

栄公会堂（栄区桂町279番地29）

4 主 催

栄区消防出初式実行委員会

5 実施内容

(1) 第一部 式典

開式宣言、表彰、挨拶、祝辞、お礼の言葉

(2) 第二部 演奏・映像

消防音楽隊演奏、訓練等映像による紹介

※ 第一部及び第二部とも栄公会堂にて規模を縮小して実施します。今回はコロナ禍を踏まえ消防署・消防団による栄区役所駐車場での総合演技は中止とします。

6 その他

当日ご来場できない方々向けに第二部の映像及び出初式当日の状況を栄消防署ホームページにて公開を予定しています。

◆問合せ先 栄消防署庶務課 河原、加藤(宏) 電話 045(892)0119

栄区自治会・町内会長 様

株式会社エフエム戸塚

エフエム戸塚番組表（タイムテーブル）配布へのご協力をお願い

向寒の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

エフエム戸塚では毎月第4木曜日、お昼の番組内で12:15頃から『栄区町内会コーナー』を放送しており、
連合町内会単位でご出演いただき、各町内会・自治会の場所や世帯数、イベント、防災への取り組みなどを紹介いただいております。皆様のご理解とご協力に衷心より感謝申し上げます。

この度「エフエム戸塚番組表」を栄区連合町内会自治会に加入の全世帯に配布する取り組みにつきましては、多大なるご協力をいただき、深く感謝申し上げます。災害時はもとより、有益な情報を一人でも多くの方に聴いていただくと共に防災への取り組みの際に「エフエム戸塚」を活用し、減災の一助となればと思っております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、本年中、町内会・自治会に加入の全世帯にこの小冊子配布のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

尚、一部につき8円の配布手数料を弊社から町内会・自治会様にお支払させていただきます。下記の内容のご確認をいただきますとともに、大変お手数ではございますが、別紙の受諾書にご署名の上、ご返送のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

記

【配布物】エフエム戸塚番組表

【サイズ】ハンディタイプの小冊子（縦21cm×横10cm）

【配布時期】令和3年4月以降／10月以降（年2回）

【配布費用】8円／1部（一世帯）

【支払方法】銀行振り込み

【連絡先】ご不明な点等、お問合せは下記までお願いいたします

株式会社エフエム戸塚（担当：藤芳（フジヨシ））

TEL：045-822-1044 FAX：045-822-1045 メールアドレス s.fujiyoshi@shin1.co.jp

ご多忙中誠に恐れ入りますが、別紙の事項をご記入の上 2月18日（木）までに同封の返信封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

受 諾 書

下記の内容を受諾しました。

受 諾 日 : 令和 3 年 月 日

【ご署名】

団 体 名	
団体代表者名	

【4月配布】(令和3年4月1日～9月30日情報)

4月番組表 送付先住所	
配布可能部数	
ご担当者名	
電話番号	

【10月配布】(10月1日～令和4年3月31日情報)

10月番組表 送付先住所	
配布可能部数	原則、春と同様の部数でお願いします。
ご担当者名	
電話番号	

※ 現時点で分かる範囲でご記入いただき、年度内に変更があった場合は、8月末までにお電話にてお知らせください。

【お振込先】 * 指定口座に 12 月末を目途に 2 回分を合わせてご入金させていただきます。

金融機関名	
口座名義	
口座番号	

【備考】

- ・念のため、予備として配布部数より5部多く御送付いたしますのでご了承ください。
- ・配送は4月上旬、10月上旬を予定しております。
- ・4月～5月上旬、10月～11月上旬を目途に配布いただければ幸いです。
- ・秋の配布の際、配布部数や送付先等に大きな変更があるようでしたら、ご連絡をお願いいたします。

令和2年11月20日

各地区連合町内会長 様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会栄区支会
支会長 磯崎 保和

令和2年度「赤い羽根共同募金」募金実績中間報告について

標記につきまして、別添のとおり中間報告いたしますので、よろしくお願
いいたします。

事務担当：

栄区社会福祉協議会 根岸・安西

TEL：894-8521

FAX：892-8974

令和2年度共同募金実績

中間報告

募金目標額: 13,450,000 円

募金実績額: 5,411,922 円

実施期間: 令和2年10月1日～12月31日



令和2年10月31日締分

単位:円

募金の種類	地区名	目標額	実績額
戸別募金	豊田	2,960,370	1,849,590
	笠間	1,823,535	1,429,070
	小菅ヶ谷	1,826,370	536,425
	本郷中央	2,082,150	279,825
	本郷第三	1,416,240	222,085
	上郷西	1,088,010	272,790
	上郷東	1,094,310	351,774
	小計	12,290,985	4,941,559
	連合未加入	210,735	0
法人・街頭 その他	事務局(※1)	948,280	470,363
合 計		13,450,000	5,411,922

※1

法人募金	172,000
街頭募金	180,756
職域募金	63,229
イベント募金	0
その他	54,378

計 470,363

横浜環状南線・横浜湘南道路の進ちょく状況について(R2.11.20)



連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間						
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区	桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区		
沿線 工事の 状況	 『小雀地区トンネル準備工事』 トンネル工事(シールドマシン発進)に向けてマシンの組立を行っています。	 『戸塚IC工事』 国道1号をアンダーパスするためのBOXの準備や仮設工事を行っています。	 『栄IC・JCT JR 跨線橋梁工事』 (飯島町地内)豊田高校跡地付近にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の上部工の架設準備を行っています。	 『栄IC・JCT 橋梁下部工事』 (田谷町地内)田谷農地内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の橋脚構築等を行っています。	 公田笠間トンネル立坑内でシールドの組立を行っています。	 擁壁部にて防音ハウス設置を行っています。	 回転立坑の掘削・コンクリート打設工事を行います。	 公田インターチェンジの試験工事の函体構築が完了し、ランプ部の施工をしています。	 回転立坑の構築等及びシールドマシンでの掘削をしていきます。	 トンネル坑口付近の施工をしています。	 橋りょう部分の上部工の架設準備を行っています。
	 『小雀地区高架橋下部工事』 県道田谷藤沢線を切回して橋りょうの構築を行っています。	 『小雀地区改良工事』 高速道路を横断するBOXの工事を行っています。	 『栄IC・JCT 橋梁下部工事』 (田谷町地内)田谷農地内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の橋脚構築等を行っています。	 『栄IC・JCT 橋梁下部工事』 (田谷町地内)田谷農地内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の橋脚構築等を行っています。	 公田笠間トンネル立坑内でシールドの組立を行っています。	 擁壁部にて防音ハウス設置を行っています。	 回転立坑の掘削・コンクリート打設工事を行います。	 公田インターチェンジの試験工事の函体構築が完了し、ランプ部の施工をしています。	 回転立坑の構築等及びシールドマシンでの掘削をしていきます。	 トンネル坑口付近の施工をしています。	 橋りょう部分の上部工の架設準備を行っています。

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

今月は、以下の 3 点についてお知らせいたします。

1 広報よこはま特別号の発行について

横浜 I R の方向性や R F C の結果概要等を市民の皆様にはわかりやすくご説明するために「広報よこはま特別号」を 11 月中旬に発行します。

なお、「広報よこはま特別号」は、新聞折込みや PR ボックス等で配架をしますが、地区連合町内会長及び単位町内会長には、区連会配送ルートを利用し、別途お渡しさせていただきます。

2 I R 事業説明会について

横浜 I R について、市民の皆様により深く御理解いただくために、令和 3 年 2 月以降で事業説明会の開催を検討しています。

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、基本はオンライン方式での開催を検討しています。

3 横浜イノベーション I R 協議会の開催について

特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。

本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

資料

- ・ 広報よこはま特別号（2020 年 11 月発行）
- ・ 記者発表資料「横浜イノベーション I R 協議会を開催します」

担当 都市整備局 I R 推進課
TEL 6 7 1 - 4 1 3 5
FAX 5 5 0 - 3 8 6 9

横浜イノベーションIR協議会を開催します

特定複合観光施設区域整備法（以下、「IR整備法」という。）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

1 開催日時

令和2年11月17日（火） 10時30分から11時30分まで

2 会場

パシフィコ横浜会議センター 3階 301会議室

3 概要

横浜IRの実施方針策定等のため、IR整備法第12条に基づき設置する「横浜イノベーションIR協議会」を開催します。

【出席予定委員】

（IR整備法上の位置づけ）

- | | | |
|--------------|----|---------------------------|
| ・横浜市長【議長】 | | （都道府県等の長（指定都市の長）） |
| ・神奈川県知事 | | （立地市町村等の長（都道府県の長）） |
| ・神奈川県公安委員会より | 1名 | （公安委員会） |
| ・横浜市町内会連合会より | 1名 | （都道府県等の住民） |
| ・横浜商工会議所より | 1名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |
| ・横浜市立大学より | 1名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |

4 傍聴について

会議は、原則公開です。ただし、協議内容が公開されると今後の業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、非公開とすることがあります。

公開部分のみ傍聴いただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴者数を制限させていただきます。なお、以下の方の傍聴はご遠慮ください。

- ・発熱（37.5℃以上）や体調不良の方
- ・2週間以内に、PCR検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症等にり患しているおそれのある方

また、当日は会場入場前の検温で発熱（37.5℃以上）が確認された方、マスクを着用していただけない方等は入場いただけません。あらかじめご了承ください。

傍聴を希望される方は、下記申込フォーム又はFAXでお申し込みください。FAXでお申し込みの場合は、①傍聴希望会議名（横浜イノベーションIR協議会）、②氏名（フリガナ）、③連絡先（住所、電話番号、FAX番号）をご記載ください。なお、定員（20人）を超える場合は抽選を行います。結果については、当選された方のみ通知させていただきます。

※お申し込みはおひとり様1通（1名）限りとし、2通目以降は無効とさせていただきます。

※手話通訳が必要な方は、申込時にその旨ご記入ください。

傍聴の受付には、以下のものが必要になります。

- ・お送りした傍聴決定通知又はそのコピー等（スマートフォン等で確認できる場合も可。）
- ・傍聴する方のお名前のわかるもの（保険証、免許証等）

なお、傍聴は、ご本人様のみ可能です。傍聴する権利の譲渡や代理での傍聴等は認められません。あらかじめご了承ください。

《申込フォーム》

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=20201117irkyougikaibouchou>

《F A X 番号》 045-550-3869

《申込期間》

令和2年11月6日（金）から令和2年11月11日（水）17時（必着）まで
傍聴いただける方には、令和2年11月13日（金）17時までに通知する予定です。

《お申し込みに関する問い合わせ先》 都市整備局 I R 推進課 045-671-4135（平日 8:30～17:15）

《傍聴にあたっての注意事項》

（1）次に掲げる事項に該当する方は傍聴席に入場できません。

- ① 酒気を帯びている者
- ② （2）の①～⑥に該当する行為を行う者
- ③ その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

（2）次に掲げる行為は、会議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。

- ① 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器（音の出るもの）、その他会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
- ② 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
- ③ 会議の構成員（委員等）に対して、質問する、または意見を表明すること
- ④ 写真撮影、録画、録音を行うこと
- ⑤ 食事または喫煙を行うこと
- ⑥ その他、会場の秩序を乱す行為、または会議の進行の妨げになる行為を行うこと

（3）会場内では、議長または職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じられる場合があります。退場を命じられた場合は、速やかに退場していただきます。

5 取材について

記者席を設けますので、11月13日（金）17時までに、下記問い合わせ先まで御連絡ください。
なお、撮影は冒頭のみとさせていただきます。また、協議会が非公開となった場合は、それ以降は取材していただくことができません。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は傍聴と同様の検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先		
都市整備局 I R 推進課担当課長	山崎 達哉	Tel 045-671-4731

令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ ^{スリム}3 R 夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ ^{スリム}3 R 夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和元年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2年間）が満了となりますので、令和3年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

2 委嘱期間

令和3年4月1日から2年間（令和5年3月31日まで）

3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおりに）

- (1) 自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた3 R 行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

4 推薦人数

各自治会・町内会から1名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

5 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- (3) ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

6 推薦時期

令和2年11月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和3年2月26日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書を御返送願います。

7 委嘱式

これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

◆環境事業推進委員の活動内容

1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での3 R 活動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和3・4年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和2年	11月12日(木)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及び御説明をさせていただきます。）
	11月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和3年	2月26日(金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4月以降	委嘱式	区ごとに開催

自治会・町内会長 各位

横浜市長 林 文子

令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和 3 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和 3 年 2 月 26 日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- （1）市連会 11 月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
石原・石川 電話 671-3817

裏面あり

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0054	港南区港南台 8-4-41	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和3・4年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横浜市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名



※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日
受 付 者 :
委 嘱 年 月 日 : 令和 年 月 日

各位

栄区新年祝賀会実行委員会
実行委員長 磯崎保和

令和 3 年栄区新年祝賀会について

日ごろから地域の発展に対しまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年栄区新年祝賀会につきましては感染症の流行を考慮し、残念ながら例年の形での新年祝賀会は開催しないことといたしました。

みなさま方に新年祝賀会開催のご案内ができず誠に心苦しい限りではございますが、感染症拡大防止の趣旨をふまえご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

※なお、例年の新年祝賀会に代えて、規模を大幅に縮小し栄区各連合町内会長、栄区議員団、行政関係者に参加を限った形で 1 月 5 日（火）に新年ご挨拶の場を設けることといたしました。

栄区新年祝賀会実行委員会事務局
栄区総務課庶務係 高橋、中山
TEL : 045-894-8430 FAX : 045-895-2260



使用量の確認のしかた

- ❶ 電力会社などからの「お知らせ」の中の**使用期間を確認**します。
令和2年12月1日から令和3年1月31日の期間のうち、10日以上含まれていれば対象です。
(例1) 使用期間が1月10日～2月9日→1月を10日以上含んでいるので対象
(例2) 使用期間が11月10日～12月9日→12月は9日しか含んでいないので対象外
- ❷ ❶で対象と確認した「お知らせ」の**使用量を確認**します。
- ❸ **前年同月の使用量を確認**します。
(記載がない場合は、前年同月の「お知らせ」をお持ちください)

❷の使用量が❸の使用量よりも減少していたら、チャレンジ成功!!
(2か月とも成功で保冷温バッグ、1か月成功でミニタオルをプレゼント)

お知らせの記載場所の例 ※会社によって異なる場合があります。

- ❶ 使用期間
- ❷ ❶の期間の使用量
- ❸ 前年同月の使用量

<電気のみ・紙の検針票の場合>

電気ご使用料のお知らせ	
ご使用場所 栄区桂町303番地の19	
3年 1月分	ご使用期間(12月10日～1月9日) ❶
ご使用量	X X X k w h ❷
請求予定金額	X, X X X 円
(うち消費税等相当額)	X X X 円
基本料金	X X X 円 X X 銭
電 1段料金	X, X X X 円 X X 銭
力 2段料金	X, X X X 円 X X 銭
量 3段料金	X, X X X 円 X X 銭
燃料費調整	X X X 円 X X 銭
再エネ発電調整	X X X 円
口座振替割引	- X X 円 X X 銭

❸ 昨年1月分は31日間で X X X k w h です。今月分は昨年と比べ 15%減少しています。

<インターネットの場合>



<電気・ガスの紙の検針票の場合>

請求予定金額	X, X X X 円
(うち消費税等相当額)	X X X 円
基本料金	X, X X X 円
電 1段料金	X, X X X 円
力 2段料金	X, X X X 円
量 3段料金	X, X X X 円
その他料金	X X X 円

❶ 使用期間: 12月10日～1月9日

❷ 使用量: X X X k w h

❸ 前年同月使用量: X X X k w h (31日)

❹ 前年同月使用量: X X X k w h (31日)

栄区節電チャレンジ

電力による冷暖房を行う場合、
夏よりも冬のほうが室温設定の調節による省エネ効果が高くなります。
冬の暖房器具使用時に室温設定を今までよりも下げるようにすれば、
CO₂削減効果があるばかりでなく、電気代を効果的に節約することにつながります。

暖房の設定温度を下げ、室温 20℃でも温かく暮らすコツを生活に取り入れて、記念品をもらおう!

12月～令和3年1月の2か月間、各ご家庭で節電に取り組んでいただき、電気使用量が前年同月を下回ったら、タッチーくんグッズをプレゼント!

※いずれか1点のプレゼントとなります。

2か月とも前年同月の電気使用量を下回ったご家庭

12月又は1月のどちらかで、前年同月の電気使用量を下回ったご家庭



タッチーくんオリジナル保冷温バッグ (W400 × H300 × D150mm)

1.5リットルのペットボトルが3本入るよ!



タッチーくんオリジナルミニタオル (W200mm × H200mm)

対象

栄区内在住の世帯(倉庫などは除きます)

※プレゼント引き換えは、1世帯(電気料の支払いが同一の世帯)につき、1回のみとさせていただきます。

チャレンジ期間

令和2年12月～令和3年1月

※電気「使用期間」です(請求月ではありません)

プレゼント引き換え期間

令和3年2月15日(月)～令和3年3月31日(水)

※プレゼントがなくなり次第終了です。

プレゼント引き換え方法

電力会社から発行される「電気ご使用量のお知らせ」(検針票)など、チャレンジ期間とその前年同月の電気使用量(料金ではありません)がわかるものを、栄区役所区政推進課(区役所4階45番窓口)までお持ちください。(電気使用量の確認のしかたは裏面を参照)

窓口にて、前年同月と比較し、達成度に応じたプレゼントを差し上げます。
※受付時間 土日祝日を除く8時45分～17時まで

※インターネットでお知らせが発行される場合は、プリントアウトして持参していただくか、スマートフォン等を持参していただき、窓口で確認させていただきます。

※窓口にて、電気使用量を控えさせていただきます。

お問合せ先

栄区役所 区政推進課 企画調整係

〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
TEL045-894-8161 FAX045-894-9127

寒い冬を
乗り切ろう

ウォームスタイルのコツ

※無理をせず、体調に合わせて適切に暖房を使いましょう。

衣

首、手首、足首の「三つの首」をあたためましょう

●マフラー、手袋、レッグウォーマーを活用

太い血管のある部分を重点的にあたためることから体全体があたたまり、冷え性などの改善にも役立ちます。

●お風呂上がりには一枚多く羽織り、寝るときも、首にタオルであたたく



「素材」に着目し、おしゃれにあたたまりましょう

●軽くて薄い腹巻など、機能性素材の下着を活用

より薄く、軽く、暖かく、機能性素材は進化しています。Tシャツ、腹巻き、靴下など、下着の素材を意識して、体幹をあたためましょう。

●セーターなど上に羽織るものは機能性素材を選んで着ぶくれ防止

機能性素材を活用したセーターやジャケットなどを選ぶことで着ぶくれを防いであたたかさもおしゃれ度も上昇します。

ひざ掛けやストールを活用しましょう

●ひざ掛けでこまめな体温調節、ストールはひざ掛け代わりに

スポーツ観戦などで利用されている“スポーツひざ掛け”など男性が使いやすいものもあります。

住

湿度を意識し、体感温度を上げましょう

●温度計、湿度計を近くに置いて室内環境を「見える化」

同じ部屋に長くいると実際よりも寒く感じたり、あたたかく感じたりします。また、一般的に、湿度が低いと寒く感じ、高いとあたたかく感じられます。温度計、湿度計を置いて、室内環境を「見える化」して、無駄な暖房使用を抑えたり、逆に冷えによる体調不良にも気をつけましょう。



窓や空気の流れに注目しましょう

●窓は断熱シートなどを活用

冬、家全体のあたたかい空気の約50%は窓から流出していきます。断熱シートや厚手のカーテンなどで窓から熱を逃がさない工夫をしましょう。

●扇風機であたたかい

お風呂で上の方が熱くなるように、あたたかい空気は上にたまります。扇風機を短時間だけつけて空気を循環させましょう。

「道具」や「小物」で暖房に頼りすぎない工夫をしましょう

●湯たんぽ、毛足の長いスリッパやクッションなどを効果的に活用

食

「鍋」でからだも室内もあたためましょう

●鍋からの湯気による加湿効果で体感温度がさらに上昇

一般的に、湿度が高くなると体感温度が上昇しますので、鍋はもちろんのこと、お湯をはった鍋を置いたり、ストーブの上にやかんを置いてお湯を沸かししたりすることで、暖房を抑えても寒さを感じにくくなります。

●冬が旬のもの、根菜類、しょうがなど、からだをあたためる食材にもこだわりを

冬が旬の食材、根菜類、特にしょうがなどはからだを内側からあたためる効果があります。食材選びは「地産地消」を心がけることで、流通に係るCO₂排出も削減できます。また、冷蔵庫に余っている食材も鍋にするなど、食べ物を無駄にしないことも大切です。



ほかにも
いろいろ

入浴の時間を大切にしましょう

●入浴でからだも心もあたためる

入浴でからだを芯からあたため、冷めにくくするには20分ほどの時間をかけて、38~39℃程度のぬるめのお湯に半身だけつかることが効果的です。

●ゆず湯、しょうが湯などでからだをあたためる効果が上昇

ゆずやみかんの皮を湯船に浮かべるだけで、これらに含まれている成分が皮膚を刺激し、血行を良くしてくれます。

ぬるめのお湯は
ヒートショック対策
にも効果的だよ!



運動の時間を大切にしましょう

●通勤、通学で一駅分を歩いたり、3階程度なら階段を使うことで体温上昇にも健康にも効果的

いつもより多く動くことで体温上昇がはかれます。新陳代謝が活発になり、血行も良くなります。寒さを逆に利用して、日頃の運動不足も解消しましょう。

●家や職場で座ってできる血行促進運動

足や首のストレッチなど、家や職場で座ってできる血行促進運動は新陳代謝を高め、冷えやコリを防ぎます。



身近な家電で省エネ

●こたつや電気カーペットは敷布団や断熱マットと組み合わせて

床にじかに敷くと、熱が床に逃げて暖房効果が下がります。下には断熱マットなどを敷きましょう。こたつは上掛け布団も組み合わせると効果的です。

●暖房は必要な時だけつけましょう

室温は急には下がりにくくありません。お出かけや寝る15分くらい前に切るのが省エネのコツ。

●電気ポットは保温せずに、必要な時に沸かしましょう

栄福第 1396 号
令和 2 年 11 月 12 日

自治会町内会会長 各位

横浜市 栄 区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和 3 年 3 月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期等

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）

※ただし、再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」（別添 1）を御覧ください。

※推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」（別添 2）をお渡してください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、78 歳未満の方

4 推薦依頼人数

各自治会町内会、1名を目安として推薦をお願いします。
自治会町内会の実情に応じて、増員していただくことも可能です。

5 スケジュール

1 1月12日	市町内会連合会定例会で依頼（健康福祉局）
1 1月中～下旬	各区連合町内会定例会で依頼（区）
1 1月下旬～12月上旬	各自治会町内会に推薦依頼（区）
令和3年2月26日	推薦名簿の提出締切（各区自治会町内会→区）
3月15日	推薦名簿の提出締切（区→市）
4月	4月1日付けで委嘱

6 委嘱式等に関するお願い

従来、多くの来賓の皆様と保健活動推進員の出席を依頼し、委嘱式を実施してきましたが、いわゆる三密を避けるため、現在、開催可否を含めて検討中でございますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。なお、同日に行っておりました新任研修につきましては、別途、調整させていただきますのでご了承ください。

7 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員推薦名簿」（別添3）により区長あて推薦してください。

※ 名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

8 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和3年2月26日（金）必着
- (2) 提出先 栄区役所福祉保健課健康づくり係（返信用封筒を同封します）

9 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学習成果を活かして活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

担当：栄区福祉保健センター

福祉保健課健康づくり係 窪田、長谷川

電話：045-894-6964 FAX：045-895-1759

横浜市保健活動推進員の活動

【令和2年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和2年度の活動テーマ

「特定健診・がん検診の普及啓発」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「歯科口腔保健の推進」「ウォーキングポイント事業等への協力と推進」等に加えて、令和2年度は「新たな感染症の予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。
推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健(検)診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費(実費)に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

令和 年 月 日

横浜市 栄 区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

保険加入のため必ず
ご記入ください。

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所 (町名から)	電話番号	満年齢 (R3.4.1 現在)	新任・再任 の別
	〒 栄区		歳	新 再
	〒 栄区		歳	新 再

【お願い】

- ・ 推薦者が3名以上の場合は、お手数ですがコピーしてお使いください。
- ・ ご夫婦が交代で従事されることを希望する場合は、お二人とも推薦してください。
- ・ 推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。
- ・ 名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。(横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、横浜市保健活動推進員会にかかる連絡調整のみに利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません)

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時(令和3年4月1日現在)に、78歳未満であること

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和 28 年 4 月 25 日横浜市規則第 31 号
最近改正 平成 19 年 3 月 5 日横浜市規則第 4 号

(推進員の設置)

第 1 条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第 2 条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

第 4 条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
 - (2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
 - (3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
 - (5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。
- 2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進員会、区推進員会及び地区推進員会の設置)

第 5 条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進員会（以下「市推進員会」という。）を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進員会（以下「区推進員会」という。）を、一定の区域ごとに地区保健活動推進員会（以下「地区推進員会」という。）を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

第 6 条 市推進員会、区推進員会及び地区推進員会（以下「推進員会」という。）に、それぞれ会長、副会長その他の役員（以下「会長等」という。）を置く。

- 2 市推進員会の会長等は区推進員会の会長の、区推進員会の会長等は地区推進員会の会長の、地区推進員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。

- 3 会長は、当該推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進委員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。

付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第55号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

付 則(平成4年3月規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月規則第154号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

付 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

栄区民の健康状態実態調査結果の報告について

令和元年度に「健康長寿さ・か・え」推進事業の取組として、栄区民の皆様にご協力いただき実施した『栄区民の健康状態実態調査』について、その調査結果をご報告する機会を設けさせていただきます。

報告にあたりましては、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、動画配信によるご報告及び、身近な場所である地域ケアプラザにおける小規模な地区別報告会として、以下のとおり実施いたします。

1 栄区民の健康状態実態調査結果の動画配信について

調査結果の報告に加えて、健康長寿につながる「運動・社会参加・栄養」の3要素における日頃の生活での実践のヒントや、他都市のデータ等をご紹介しますので、是非ご視聴ください。

(1) 講師・出演

東京都健康長寿医療センター研究所 清野 諭 氏

(2) 視聴方法

インターネットから [栄区 健康長寿](#) で検索し、健康長寿さ・か・え推進事業のウェブページにてご覧いただけます。

(3) 配信期間

令和2年12月から令和3年3月

(4) その他

動画の内容を紙面にまとめたリーフレット版も作成しました。(別添資料)

[配付場所]・栄区役所(新館3階304窓口)

・地域ケアプラザ(区内6か所)

・健康長寿さ・か・え推進事業のウェブページからもダウンロードできます。

2 地区別報告会・体力年齢測定会の開催について

調査結果の報告と合わせて、ご自身の体力年齢をチェックできる測定会を、区内6か所の地域ケアプラザで実施しますので、是非ご参加ください!

日時や申込み方法等の詳細は、別添のチラシをご参照ください。



健康長寿さ・か・え
ロゴマーク

担当 福祉保健課事業企画担当 大野、藤森、坪内
電話 894-6962 F A X 895-1759

★「あなたの体力」をチェック！

～元気にいきいきと過ごすために～

栄区では、みなさんがいつまでも元気に過ごすことができるように、健康寿命を延伸するための取組を進めています。

今回、令和元年度に実施した栄区民の健康状態実態調査の結果報告と、体力年齢測定会を実施しますので、ぜひご参加ください！

日時会場

回	日程 時間はいずれも14時から16時	開催場所	定員 (先着順)
第1回	令和3年1月22日(金)	桂台地域ケアプラザ	約30名
第2回	2月19日(金)	中野地域ケアプラザ	約20名
第3回	3月2日(火)	笠間地域ケアプラザ	約30名
第4回	3月15日(月)	野七里地域ケアプラザ	約20名
第5回	3月18日(木)	豊田地域ケアプラザ	約30名
第6回	3月22日(月)	小菅ヶ谷地域ケアプラザ	約20名

※各回の内容は同様です。

栄区民の方を対象とさせていただきます。(お一人様1回(1会場)まで)

内容

(1) 体力年齢測定(握力・開眼片足立ち・歩行速度)

[指導] 栄スポーツセンター指導員

(2) 健康状態実態調査の結果報告

[講師] 清野 諭 氏 東京都健康長寿医療センター研究所

社会参加と地域保健研究チーム 研究員



申込方法

◆申込開始：令和2年12月14日(月)～各回の1週間前まで

◆申込先：栄スポーツセンター(受付時間9時～20時※毎月第3月曜日、12/29～1/4は除く)

☎045-894-9503 FAX045-894-9505

申込みの際に①ご希望の回②お名前③連絡先をお伝えください

※定員に達し次第申込受付終了とさせていただきます。

◆参加費：無料

◆服装等：動きやすい服装(着替えスペースはありません)

◆持ち物等：室内履き(運動靴)をご持参の上マスク着用にてご参加ください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大や荒天の際には中止となる場合があります。

(中止の場合は、申込者に別途ご連絡します。)

■栄区民の健康状態実態調査の結果について、動画で視聴できます！■

配信期間：令和2年12月～令和3年3月

視聴方法：インターネットから「栄区 健康長寿」で検索し、

健康長寿さ・か・え推進事業のウェブページにてご覧いただけます。



【お問合せ先】栄区役所福祉保健課 事業企画担当(平日8時45分～17時)

☎ 045-894-6962 FAX 045-895-1759

地域のみんなで取り組もう！ 健康長寿さ・か・え

栄区が横浜市で最も健康長寿な区であることを知っていますか？（※1）

これからも栄区の皆さんがますます長く健康で過ごすために、栄区役所では、「健康長寿さ・か・え」として、大切な3つの視点「運動・社会参加・栄養」の取組を進めています。

令和元年に初めて実施した、栄区の高齢者等の実態を把握する調査の結果をもとに、今後の生活を見直すきっかけとなるようなポイントを紹介します！

※1 栄区が健康長寿と言われる理由…

栄区は、高齢化率が31.0%（令和2年3月末時点）と横浜市内で最も高い一方で、要介護認定率は16.3%（令和2年3月末時点）と横浜市内で最も低く、元気な高齢者が活躍していると言えます。

健康長寿に大切な3つの視点



栄区民の健康状態実態調査 概要

- 調査目的：栄区の中高齢者が抱える課題や生活実態を明らかにするために、栄区役所と東京都健康長寿医療センターが共同で実施
- 実施期間：令和元年10月8日～11月8日
- 実施方法：郵送配布、郵送回収
- 回収率：73%（9,204人）
- 対象：令和元年8月23日時点で栄区に在住する55～84歳までの男女12,600名を年齢階層（55-84歳、85-74歳、75-84歳）と性別によって層化無作為抽出

健康状態実態調査の詳細はこちら ▶

栄区 健康長寿

検索

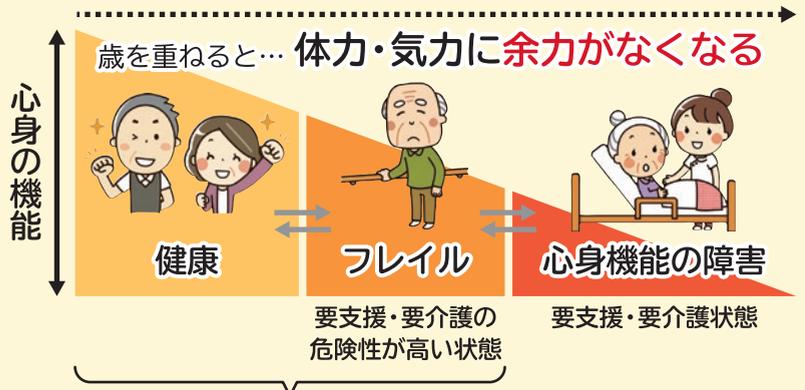


元気にいきいきと過ごすためには？

健康で長生きするためには、病気だけでなく、心身の加齢変化に気づくことが重要です。特に注意が必要なのが「フレイル」。次のような兆候を見逃さないようにしましょう。

● “フレイル”ってなに？

からだやこころの機能の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態
 (例) 転びやすくなった 食欲がなくなる 外出がおっくうになる

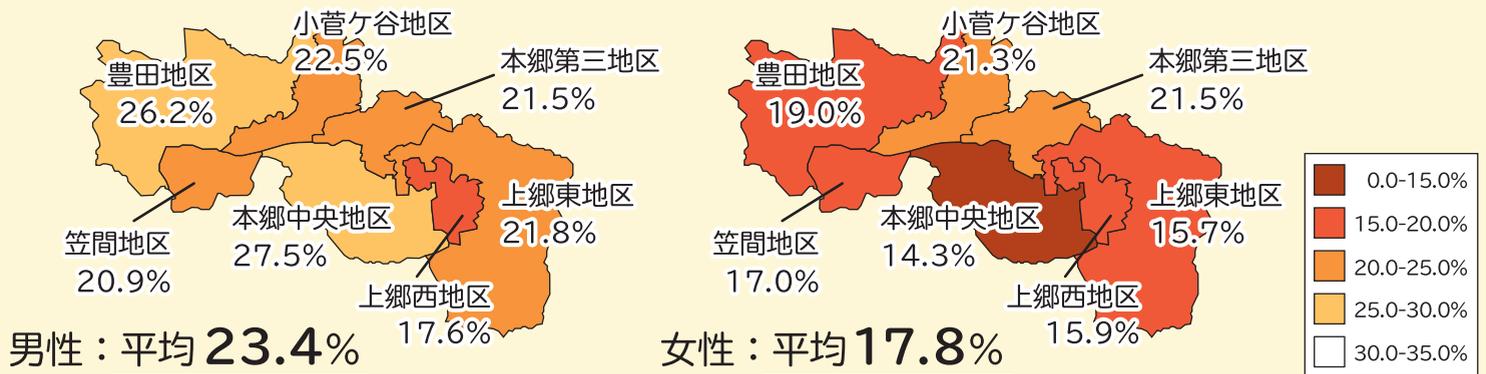


フレイルを先送り(予防)することが、健康寿命を延ばすことにつながります。

健康寿命 元気でいきいきと生活できる期間

● 栄区のフレイル該当率

65-84歳のフレイル該当率です。色が濃いほど該当率が低いことを示します。該当率は地区によって異なり、特に女性で低いようです。



● フレイル対策のポイントは、3つの柱をそろえること

調査の結果、運動・社会参加・栄養の3つについて、複数実践するほど、フレイル該当率が低いことがわかりました。



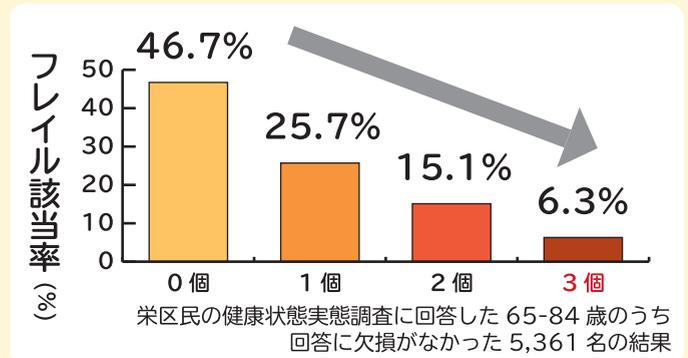
週1回以上の運動習慣あり



月1回以上の社会参加がある



食品摂取多様性得点が4点以上



フレイルの該当率が低いということは栄区みんなは、元気な人が多いんだね！

これからも長く健康でいるために、自分でもできる事はなにか、中面を見てみよう！

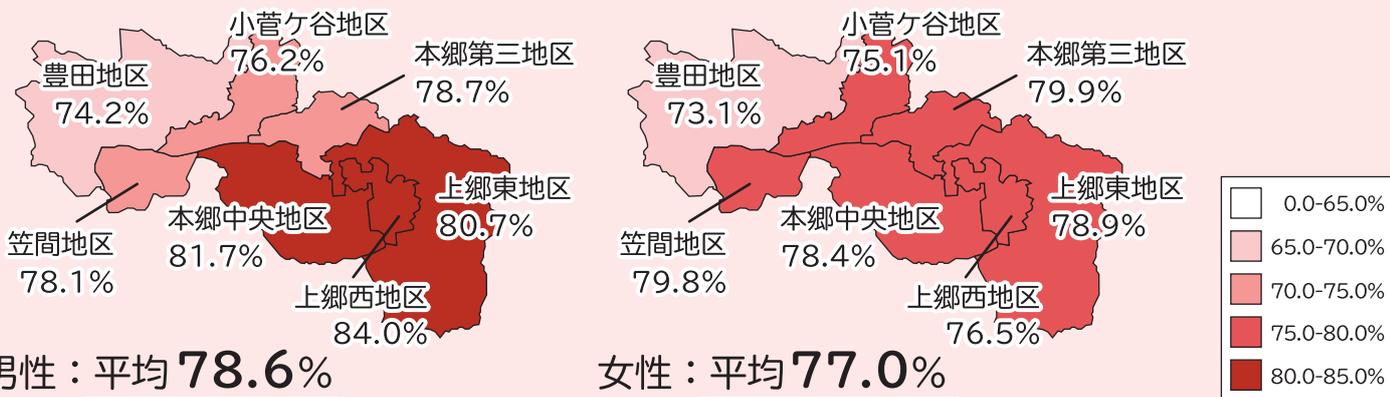


みんなで知ろう!

運動

● 栄区の運動習慣は？

週1回以上、運動している人の割合です(65～84歳)。色が濃いほど活発であることを示します。運動習慣者が大変多いのが栄区の特長です。



調査結果をみてみよう

● 歩行、筋力、体操・ストレッチの3つを実践している人ではフレイル該当率が低い

調査の結果、運動なしの人と比較して①歩行運動、②筋力運動、③体操・ストレッチのうち、複数実施しているほど、フレイル該当率が低いことが示されました。



栄区民の健康状態実態調査に回答した55-84歳のうち、回答に欠損がなかった6,540名の結果

より詳しくみてみよう

● 体力を保持・向上する運動のめやす

まずはどれか1つにチャレンジしよう!

歩行運動

散歩・ウォーキングなど

足腰の強化や
疲れにくい
身体のために

週に
150分以上
(1日平均20分程度)



筋力運動

スクワット・かかと上げなど

骨や筋肉の
維持のために
※歩くだけでは
不十分

週に
2回以上



体操・ストレッチ

関節痛の
予防・緩和のために

週に
2回以上



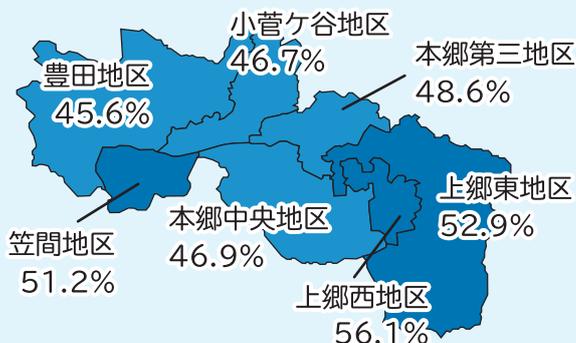
やってみよう実践のヒント

できることからはじめてみよう！

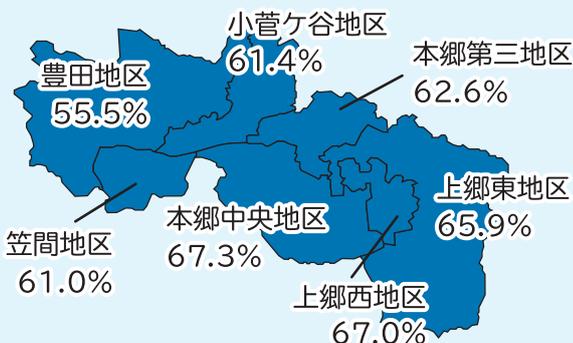
社会参加

● 栄区の社会活動は？

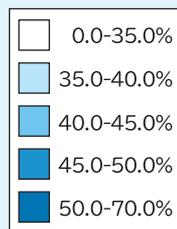
月1回以上、社会活動に参加している人の割合です(65～84歳)。色が濃いほど活発であることを示します。栄区では、社会活動が大変活発です。



男性：平均 **48.9%**



女性：平均 **62.5%**



● 電話やメールを活用し交流をする人もフレイル該当率が低い

調査の結果、電話やメールでの交流であっても、フレイル該当率が低くなることが示されました。

外出ができない場合も、電話やメールを上手に活用しましょう。

どちらも利用していない人と比較して、フレイルへの該当率が低いことが示されました。

電話のみ利用

20% 少ない！

メールのみ利用

48% 少ない！

どちらも利用

55% 少ない！



栄区民の健康状態実態調査に回答した55-84歳のうち、回答に欠損がなかった7,749名の結果

● 外出・交流・活動の **カク手**

こんなペースで続けよう！

1日1回以上

外出しよう



買い物や散歩などの小さな用事もうまく組み合わせて毎日外へ。

週1回以上

友人・知人などと交流しよう



地域活動以外にも、友人・知人やご近所の人と。

月1回以上

楽しさ・やりがいのある活動に参加しよう



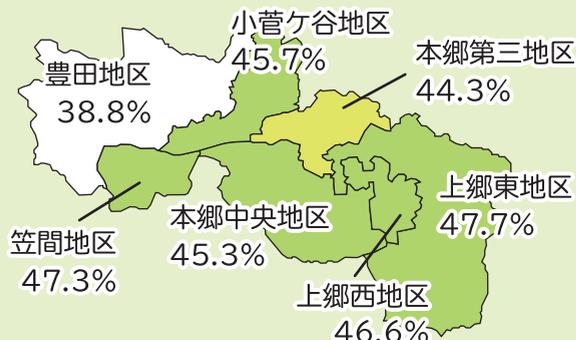
趣味活動やボランティア活動は、健康維持にも効果的。

健康長寿への第一歩

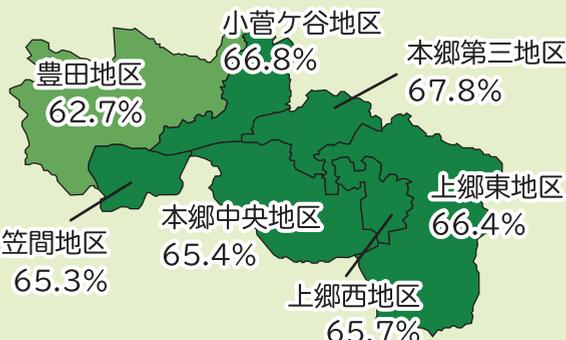
栄養

● 栄区の食習慣は？

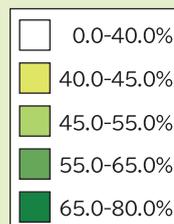
10食品群（肉類、魚介類、牛乳、大豆製品、緑黄色野菜、海藻、いも類、果物、油脂類）のうち、「ほぼ毎日食べる」ものが4品目以上の人の割合です（65～84歳）。色が濃いほど4品目以上食べている人の割合が高いことを示します。女性では、この割合が大変高いことが栄区の特長です。



男性：平均 **45.1%**



女性：平均 **65.7%**



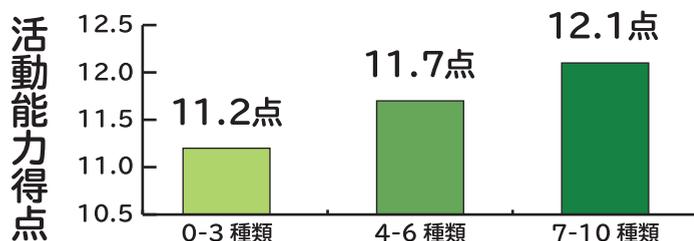
● 多様な食品を食べている人ほど、活動能力(*)が高い

調査の結果、上記の10食品群のうち「ほぼ毎日食べる」品目が多いほど、活動能力得点が高い（＝自立能力が高い）ことが示されました。

※ 自立して日常生活を送るために必要な心身の能力を指します。活動能力得点は13点満点で表されます。

栄区民の健康状態実態調査に回答した55-84歳のうち回答に欠損がなかった7,280名の結果

食品摂取の多様性と活動能力得点



● いろんなものを少しずつ **食べるヒント**

筋肉や体の働きを維持するために、上の10食品群のうち、最低でも 4品目、できれば 7品目以上 を食べることを目指しましょう。

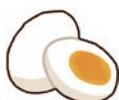
少量からでも大丈夫です。これならできるかもという食品群から増やしてみましょう。

肉類



ウインナーやベーコンなどの加工品も

卵類



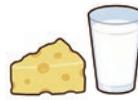
炒り卵なども

油脂類



パンにバター
ドレッシングなど

牛乳・乳製品



チーズ、ヨーグルト
などの乳製品も

魚介類



干物や練り製品
いか、えび、かにも

大豆・大豆製品



豆腐や
油揚げなども

緑黄色野菜



緑黄色野菜を
たっぷり

果物



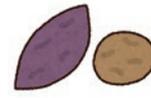
朝食や、間食に

海藻類



のりやひじきなど
乾物も

芋類



ふかして
おやつ代わりに

続けて取り組むためのコツ

みんなで実践すると効果がさらに高まる

“大事なのはわかるけど、ひとりではなかなか続かない”のが健康づくり。

運動でも食事でも、1人で実践するよりも、誰かと一緒に実践することで、活動量や心の健康度がさらに高まることがわかっています。

ただし、健康教室やサロンなどでは、感染症対策も十分におこないましょう。

個人での取組

- ・1人だけではなかなか続かない（限界がある）。

個人の努力

健康づくり・フレイル予防

運動
社会参加
栄養

1人で押すのは
大変！



1人よりも仲間との取組

- ・多ければ多いほど押す力が強くなり、傾斜も楽に！
- ・個人の努力が小さくても健康になれる。
- ・困り事も支え合える。

家族・地域の
仲間と 個人の努力

健康づくり・フレイル予防+支え合い

運動
社会参加
栄養

みんなも後押しして
くれるから楽ちん！



参考：みんなが集う場での基本的な感染対策

参考：厚生労働省 通いの場を開催するための留意点（令和2年6月版）

- ① 3つの密（**密閉**、**密集**、**密接**）を避けましょう。
- ② 毎日、**体温を計測**し、体調を確認しましょう。
- ③ 体調の悪いときは**無理せず休み**ましょう。
- ④ 症状がなくても**マスクを着用**しましょう。マスクをつけて運動する場合は、**無理をせず、早めに休憩**を取りましょう。
- ⑤ こまめに、**水と石けんで丁寧な手洗い**をしましょう。
- ⑥ **1時間に2回以上の換気**をしましょう。
- ⑦ お互いの距離は、**互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上**空けましょう。
- ⑧ 会話をするときには、**正面に立たない**ようにしましょう。



区連会 11 月定例会資料
令和 2 年 11 月 20 日(金)
高齢・障害支援課

「ヒートショック」啓発ポスターの掲示板への掲出について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素より栄区政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

栄区セーフコミュニティ高齢者安全対策分科会では、「ヒートショック※」対策に取り組んでいます。寒い時期の入浴は、温度の低い脱衣室から熱いお湯につかることにより血圧が変動し意識を失ってしまうことがあり、注意が必要です。

つきましては、各自治会・町内会の掲示板にポスターを掲示していただきたく、御協力のほど宜しくお願いいたします。

1 掲示物

ポスター「寒い季節の入浴はヒートショックに注意！！」 A4サイズ

2 掲示期間

令和2年12月から令和3年1月末日

※ ヒートショックとは

温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動することなどによる健康被害のことです。

担当：栄区高齢・障害支援課 高齢者支援担当
平林、新井、窪田、岡田
電話 045-894-8415
FAX 045-893-3083

寒い季節の入浴は ヒートショックに注意!!

資料No.

入浴は浴室全体が
暖まってから

脱衣室を
暖かくしておく

お湯の温度は
41度以下、
10分まで

ヒートショックとは？

急激な温度変化により、血圧が上下に大きく変動することをきっかけに起こる健康被害です。

血圧が大きく変動すると、意識障害を起こし溺れてしまうこともあります。

高齢者や生活習慣病のある方は、特に注意が必要です！

安全なお風呂の入り方

- ・食事直後や飲酒後は控えましょう。
- ・お湯の温度は41度以下、10分以内の入浴にしましょう。半身浴は心臓への負担を軽くします。
- ・家族に声をかけてから入りましょう。
- ・あがるときは、ゆっくりあがりましょう。

ヒートショックについてのリーフレットを栄区役所及び区内地域ケアプラザで配布しています。
詳細はリーフレットをご覧ください。

【お問合先】栄区役所 高齢・障害支援課 TEL:045-894-8415

新しい活動スタイル応援事業



そんなお気持ちの方にこそ受けてもらいたい講座です!



お気軽にお申込みください

役員連絡が
楽になった!

やってみたら意外と
簡単だった!

一次締切までにお申し込みいただいた地域の皆様、ありがとうございます。
二次締切 12月10日(木)までの間は随時受付いたします。
ご不明点はお気軽にお問い合わせください。ご応募お待ちしております!

【問い合わせ先】
市民局地域活動推進課 担当 中野・木村
電話:045-671-2317

新しい活動スタイル応援事業

ICTなんてよく分からないから講座を受けても…

今回は「まずは体験していただく」ことが目的です。まったく分からない方こそ申し込んでください。

ICTを使うと、いいことがあるのか？難しくて、結局使いこなせないのでは？

例えば、役員さんの連絡グループを作ることで、一斉に連絡が取れる、スケジュール管理が楽になる、などなど。実際に取り入れている方からはやってみたら、意外と簡単だったという声もあります。

何をするのかよく分からないから申し込むのが不安

講座を実施する前に、事業者と打ち合わせをする時間もありますので、安心してお申し込みください。



**やっぱり直接会ってこそ
の自治会町内会だから
ICTなんて必要ない**

顔の見える関係が一番大切です。これまで、忙しくて活動に参加できなかった方が参加するきっかけになるかもしれません。

令和2年度 栄区自治会・町内会長感謝会中止及び
永年在職者表彰式の開催について

日頃から市政及び区政の推進並びに地域社会の発展につきまして、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年3月に実施している自治会・町内会長感謝会について、中止することといたします。皆様の日頃のご尽力に対する感謝の会を中止することとなり、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、永きにわたり自治会・町内会長として、地域の発展のためにご尽力いただいている方々を表彰する永年在職者表彰式については実施いたします。

【令和2年度 栄区自治会・町内会長永年在職者表彰式】

- 1 日時 令和3年3月5日（金）14時から15時まで
- 2 会場 栄区役所新館4階 8・9号会議室（栄区桂町303-19）
- 3 永年在職被表彰者

表彰対象	自治会・町内会名	お名前
市長表彰状（在職20年）	小菅ヶ谷西谷戸町内会	三橋 清二 様
市長表彰状（在職15年）	笠間田立町内会	岡田 忠男 様
市長感謝状（在職10年）	市営小菅ヶ谷第2住宅自治会	関根 佐代子 様
区長感謝状（在職5年）	上郷東連合町会	芦川 弘 様
	ガーデンアソシエ自治会	指田 弘 様
	本郷富士見ヶ丘自治会	末村 高志 様
	元大橋町内会	米澤 宏一 様

※ 在職10年以上の皆様には、本会に先がけて令和3年2月16日に開催される、市長主催の自治会町内会長永年在職者表彰式で表彰が行われますので、栄区主催の永年在職者表彰式では、表彰のご紹介を行い、記念品をお渡しします。

※ 平成27年度から、単位自治会・町内会長及び地区連合町内会長のいずれも在職期間がある場合、通算の在職期間を対象とさせていただくことになりました。

4 参加者

今年度は永年在職被表彰者及び各地区連合町内会長のみで行います。

なお、ご案内状の発送は、1月を予定しております。

担当：栄区地域振興課 石塚、武内

電話：894-8391 FAX：894-3099

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課

自治会・町内会回覧依頼の再開及び回覧板の作成予定について（お知らせ）

向寒の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域活動に対しまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 6 月から自治会・町内会への回覧依頼を中止しておりましたが、これまで、多くの自治会町内会より班回覧再開を望むご意見が寄せられております。

このため、令和 3 年 1 月より回覧依頼を再開いたしますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、1 月からの回覧物につきましては、回覧を希望する団体へ内容を精査のうえ、依頼いただくよう、お願いしてまいります。

また、回覧依頼の再開に併せ、抗菌処理を施した回覧板の作成を予定しております。

各自治会・町内会への配布方法等の詳細については、1 月の区連会にて再度ご連絡させていただきます。

※今後の状況次第では、班回覧の再開を見送る場合がございます。

担当：栄区地域振興課（本館 4 階 46 番窓口）

石塚・武内・鵜池

TEL894-8391 FAX894-3099

E メール sa-chishin@city.yokohama.jp

各自治会町内会長 各位

横浜市栄区長

令和 3・4 年度 横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

向寒の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から地域活動に対しまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 1・2 年度委嘱の方々の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、引き続き令和 3・4 年度の横浜市消費生活推進員事業を実施しますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴自治会町内会からの消費生活推進員への推薦につきまして、御協力いただきますようご依頼申し上げます。

【依頼事項】

- ・各自治会町内会より 1 名以上の推薦をお願いいたします。

【提出書類】

- ・令和 3・4 年度消費生活推進員候補者推薦書

【提出期限】

- ・令和 3 年 2 月 26 日（金）

【送付書類】

- ・令和 3・4 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）
- ・横浜市消費生活推進員推薦の流れ
- ・令和 3・4 年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書
- ・横浜市消費生活推進員募集チラシ

【提出先・問合せ先】

〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19
栄区役所地域振興課 小西・鵜池
TEL894-8488 FAX894-3099
MAIL : sa-chishin@city.yokohama.jp

令和3・4年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦・公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。
- ・今回の募集は令和3年4月から令和5年3月までが任期となります。
- ・再任は2回までです。合計6年間の活動が可能です。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

- ・地域と協力して、消費者被害未然防止のための予防知識など安全な消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発や、地域の高齢者の見守り活動への参加など、安全な消費生活を目指した活動、消費者と事業者の交流促進などを行います。
- ・原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

- ア 推進員相互の情報交換等
- イ 研修への参加
- ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和3年4月1日現在、20歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。候補者の事情等に御配慮いただき、選出をお願いします。

※なお、平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は、対象になりません。（平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。）

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただき、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

7 提出期限

令和3年2月26日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和3年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 その他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集ちらしをご覧ください。

横浜市消費生活推進員推薦の流れ

11月 下旬	連合会町内会 ↓	自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12月 ～ 2月26日	自治会町内会 ↓	* 候補者の選出 ⇒ 候補者の事情等にご配慮いただき選出をお願いします。 (2人以上の場合は用紙を区役所地域振興課に請求願います) * 候補者推薦書に自治会町内会名、会長名の記入
	候補者 ↓	* 候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	自治会町内会 ↓	* 2月26日(金)までに候補者推薦書を、区役所地域振興課にご提出願います。 (自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい)
3月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知

提出・問合せ先

区名	電話番号	FAX	住所	担当者
栄区 地域振興課	045-894-8488	045-894-3099	栄区桂町303-19	小西・鶴池

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。



(C) YUKI ISHII

**令和3・4年度
横浜市消費生活推進員候補者推薦書**

(提出先)
横浜市 長

令和 年 月 日記入

*印のみ自治会・町内会長がご記入ください。

	* 地区名
* 自治会・町内会名	
* 会長氏名	

次の方を横浜市消費生活推進員として推薦します。

☆以下は候補者本人がご記入ください。

☆	ふりがな																							
	氏名																							
	住所	〒																						
	電話番号																							
<p>消費生活推進員の経験は？(該当する番号すべてに○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 今回初めて</td> <td style="width: 50%;">8 平成19・20年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>2 令和1・2年度に経験した</td> <td>9 平成17・18年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>3 平成29・30年度に経験した</td> <td>10 平成15・16年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>4 平成27・28年度に経験した</td> <td>11 平成13・14年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>5 平成25・26年度に経験した</td> <td>12 平成11・12年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>6 平成23・24年度に経験した</td> <td>13 平成9・10年度に経験した</td> </tr> <tr> <td>7 平成21・22年度に経験した</td> <td>14 平成7・8年度に経験した</td> </tr> </table> <p>消費生活での関心事は何ですか？(最も関心のある番号に○をしてください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 悪質商法等契約関係</td> <td style="width: 50%;">5 商品・サービスの安全性</td> </tr> <tr> <td>2 クレジット、カード</td> <td>6 IT化・インターネット関係</td> </tr> <tr> <td>3 食の安全</td> <td>7 金融サービス</td> </tr> <tr> <td>4 環境・リサイクル</td> <td>8 その他 ()</td> </tr> </table> <p>年代(該当するものに「レ」を入れてください。)</p> <p> <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上 </p>			1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した	2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した	3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した	4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した	5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した	6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した	7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した	1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性	2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係	3 食の安全	7 金融サービス	4 環境・リサイクル	8 その他 ()
1 今回初めて	8 平成19・20年度に経験した																							
2 令和1・2年度に経験した	9 平成17・18年度に経験した																							
3 平成29・30年度に経験した	10 平成15・16年度に経験した																							
4 平成27・28年度に経験した	11 平成13・14年度に経験した																							
5 平成25・26年度に経験した	12 平成11・12年度に経験した																							
6 平成23・24年度に経験した	13 平成9・10年度に経験した																							
7 平成21・22年度に経験した	14 平成7・8年度に経験した																							
1 悪質商法等契約関係	5 商品・サービスの安全性																							
2 クレジット、カード	6 IT化・インターネット関係																							
3 食の安全	7 金融サービス																							
4 環境・リサイクル	8 その他 ()																							

※ 栄区役所地域振興課地域活動係へ2月26日(金)までにご提出願います。

(FAXでのご提出でも結構です。)

住所 〒247-0005

栄区桂町303-19

栄区役所地域振興課地域活動係 小西・鶴池

FAX 045-894-3099

個人情報 は 次の目的でのみ利用し それ 以外の目的の利用はいたしません。

① 会員相互の連絡用名簿

② 自治会町内会及び令和1・2年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)へ情報提供

横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在約1,350人の消費生活推進員の方が、地域で熱心に活動していらっしゃいますが、令和3年3月の任期満了に伴い令和3・4年度の消費生活推進員を募集します。

自分のために、誰かのために、地域のために…仲間と一緒に活動しませんか？



(C) YUKI ISHII

消費者被害
が増大して
ます！！

電子マネーなど
キャッシュレス
時代を反映した
被害

複雑化する
商品や
サービス

高齢者被害
の増加

手口が
巧妙化する
悪質業者

消費生活推進員は

このような活動を行っています

買い物をして料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、実は身近なことなのに理解できていないことも…。消費者トラブルを未然に防ぎ、地域の皆さんの安全でより良い「消費生活」をサポートすることを目的として、お住まいの地区ごとに、区ごとに活動をしています。

- ◆ 研修会で知識を身につける
市や区役所で開催する研修や講座で、消費生活の知識や悪質商法の手口を、分かりやすく無料で学びます。
- ◆ 悪質商法未然防止など啓発講座を開く
高齢者のための給食会や、PTAなどの集まりで紙芝居やビデオ講座をひらきます。
- ◆ 地域の高齢者などの見守り
地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報を伝えます。
- ◆ 情報発信・広報活動
地区の活動や消費生活の情報を、地域・区のイベントへの参加や情報紙を発行してお知らせします。
- ◆ 環境にやさしい取組、事業者との意見交換
環境配慮の学習会、施設見学、商店街・生産農家などと意見交換をして知識を深め情報を伝えます。



消費生活推進員のハマ子さん

<p>ある日</p> <p>ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。</p> <p>①</p>	<p>数日後</p> <p>この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。</p> <p>② 民生委員さん</p>
<p>そうだ！</p> <p>来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。</p> <p>③</p>	<p>後日談</p> <p>啓発講座をやって私も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ！</p> <p>④</p>

消費生活推進員の皆様の活動は、消費者被害に気付くための出前講座の実施や、被害で困っている高齢者を消費生活総合センターにつないでいただくなど、消費者被害防止にとっても有効です。

経済局消費経済課
☎045-671-2584

各自治会・町内会長 様

横浜市栄区長 富士田 学

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第32期スポーツ推進委員の任期が、令和3年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第33期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書
- 2 提出期限
令和3年2月26日（金）
- 3 提出先
栄区地域振興課生涯学習支援係
（同封の返信用封筒で郵送又は区役所本館4階47番窓口にて御提出ください。）
- 4 送付書類
 - (1) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書※第32期スポーツ推進委員として2名以上の推薦をいただいた自治会・町内会には、その人数分の推薦報告書を同封しています。

担当 栄区地域振興課生涯学習支援係 細井、小方
電話 894-8395 FAX 894-3099
Email sa-sports@city.yokohama.jp

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

1 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

2 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

3 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。
(地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。)

4 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

5 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

6 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)				性別
氏名				
再任・新任の別	32期末までの勤続年数(再任者のみ)	生年月日	令和3年4月1日現在の年齢	
再任・新任	年 か月		歳	
住所		電話番号		
〒		(自宅)		
		(携帯)		
Eメール				
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承諾書

令和 年 月 日

私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。

(署名)



11月区連会資料
令和2年11月20日
栄区地域振興課

SAKAE ヤングフェスティバル関係者 各位

SAKAE ヤングフェスティバル実行委員会
事務局長 根本 道夫

SAKAE ヤングフェスティバル2021開催中止について

日頃から、栄区の青少年健全育成及びスポーツ振興並びに安全対策に御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和3年3月に開催を予定しておりました SAKAE ヤングフェスティバル2021につきましては、SAKAE ヤングフェスティバル実行委員の皆様による書面表決の結果、新型コロナウイルス感染症の蔓延や感染拡大による参加者への健康被害等を考慮し、中止することを決定いたしました。

関係者の皆様におかれましては、次年度以降の SAKAE ヤングフェスティバル開催の際には、引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

SAKAE ヤングフェスティバル実行委員会事務局
担当：細井、三友（栄区地域振興課内）

TEL 894-8395

FAX 894-3099



区連会 11 月定例会資料
令和 2 年 11 月 20 日
栄区地域振興課

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

老人福祉センター翠風荘の再開について

日頃から区政運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、給水設備の故障のため休館中の老人福祉センター翠風荘について、長らくご不便をおかけしておりますが、次のとおり再開いたしますので、お知らせします。

1 再開日

令和 3 年 1 月 13 日（水）

2 工事スケジュール

令和 2 年 11 月中旬から 12 月末 給水管改修工事

令和 3 年 1 月上旬 水質検査

3 翠風荘利用にあたっての注意点

- ・感染症対策のため、マスク着用・手指消毒・検温にご協力お願いします。
- ・体調がすぐれない場合、ご利用はお控えください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、カラオケは当面の間利用はできませんので予めご了承下さい。

※その他施設利用の詳細については、翠風荘ホームページ等をご確認ください。

4 区民への周知

広報よこはま 12 月号にて周知します。

（担当）

栄区役所地域振興課 細谷、筒井

電話 894-8393 FAX 894-3099

Eメール sa-shisetsu@city.yokohama.jp

令和2年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

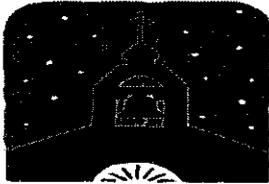


目的

年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

令和2年12月11日（金）～12月20日（日）の10日間



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年



運動の重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◇◇ 令和2年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者		
	発生 件数	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	負 傷 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	死 者	昨年 同期比	
横 浜 市	鶴見区	378	-68	4	0	419	-102	3	1	0	0	0	-2	0	-2
	神奈川区	276	-74	5	1	317	-122	1	0	0	-1	4	3	4	1
	西区	157	-69	1	1	181	-85	1	1	0	0	0	0	0	0
	中区	285	-82	1	-1	330	-93	0	-1	0	0	1	1	1	1
	南区	269	-71	1	-3	310	-66	0	-1	0	0	1	-2	0	-2
	港南区	291	-54	2	1	349	-50	0	0	0	0	1	0	1	1
	保土ヶ谷区	293	-67	4	3	340	-92	4	3	0	0	0	0	1	0
	旭区	410	-26	2	1	463	-45	1	1	0	0	1	0	0	-1
	磯子区	238	-16	3	-1	279	-4	1	-2	1	1	1	0	1	-1
	金沢区	375	-25	3	3	436	-17	2	2	0	0	1	1	1	1
港北区	384	-22	4	2	415	-53	1	-1	0	0	2	2	2	2	
緑区	218	-57	2	0	250	-80	1	0	0	0	1	0	0	0	
青葉区	354	-85	3	0	398	-108	0	-1	0	0	2	1	1	0	
都筑区	298	-58	2	0	349	-75	0	-1	1	1	1	0	1	0	
戸塚区	379	-75	0	-5	437	-73	0	-1	0	-2	0	-2	0	-1	
栄区	142	-38	0	-2	163	-44	0	-2	0	0	0	0	0	0	
泉区	193	-31	0	-1	220	-24	0	-1	0	0	0	0	0	0	
瀬谷区	240	-76	3	2	284	-100	0	-1	0	0	2	2	3	3	
計	5,180	-994	40	1	5,940	-1,233	15	-4	2	-1	18	4	16	2	

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底します。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 歩行者や自転車の事故を防止するため、啓発活動を行います。
3. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

1. 交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
4. 反射材を有効に活用してもらうため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせてもらう活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交通安全協会

1. キャンペーンなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
3. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。

※ ハンドルキーパー運動とは、「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。

地域・家庭

1. 事故を起した時の責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。
2. 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出には車両を運転していかないようお互いに声をかけ注意しあいましょう。
3. 歩行者（特に高齢者や児童）の夜間の外出には、目につきやすい明るい服装や反射材を着用しましょう。

教育関係

1. 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

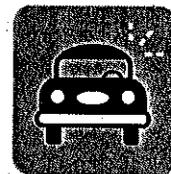


横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和2年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和2年12月1日（火）～12月31日（木）の1か月間

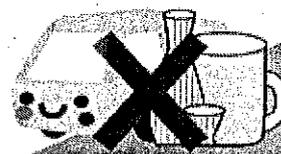
スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3月以下	50万円以下	-

◇◇飲酒運転幫助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和2年9月末	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
全事故件数	5,180	8,398	9,596	10,441	10,081
死者数	40	50	57	51	49
死亡率	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5
うち酒気帯びによる事故件数	21	33	46	51	32
死者数	0	1	1	3	0
死亡率	0.0	3.0	2.2	5.9	0.0

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域の実態に即した交通安全を積極的に推進します。
2. 運動を効果的に推進するため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

1. 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
2. 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
3. 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により飲酒運転の根絶を呼びかけます。
2. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

地域・家庭

1. ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
2. 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ注意し合うよう努めましょう。
3. 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

教育関係

1. 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
2. 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和2年11月20日

栄区連合町内会

会長 磯崎 保和 様

栄区連合町内会分担金検討委員会

委員長 細田 利明

令和2年度分担金検討委員会における分担金額改定の検討結果について（報告）

令和2年7月1日付けで栄区体育協会から栄区連合町内会に依頼のあった分担金額改定について、以下のとおり検討した結果を報告いたします。

検討結果

具体的な分担金増額の理由が明確でなかったことや自助努力が足りないと感じられるところもあり、各地区連合において、分担金増額の諾否について意見を聴くことはできない。

また、新型コロナウイルスの影響により、活動が自粛されるため、必要とされた繰越金が来年度、どのようになるか、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策や必要経費等を鑑みたくえで、来年度以降に再度、分担金増額の要望を明確な理由を付けて出してもらおうこととし、今年度は保留とする。

担当:栄区分担金検討委員会事務局

(栄区役所地域振興課)

石塚・武内 TEL894-8391

FAX894-3099

令和2年度栄区連合町内会後援行事について（中間報告）

令和2年度に栄区連合町内会が後援する行事（予定を含む）について報告します。

【後援】（開催日順）

※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	備考
栄区舞踊協会	第33回 舞踊の会	【中止】 令和2年5月10日（日）	栄公会堂
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2020	令和2年10月15日（木） ～11月19日（木）	栄区民文化センター リリース、栄スポーツセ ンター前、本郷地区セ ンター
栄区子ども会連絡協議会	栄区子ども会書道展	令和3年2月13日（土） ～2月14日（日）	栄公会堂
栄区舞踊連盟	第33回 栄区舞踊連盟 舞踊発表会	令和3年3月6日（土）	栄公会堂

担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）
石塚、武内
電話 894-8391 FAX894-3099
Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp